○**文部科学省告示第百二十二号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十八年文部科学省告示第九十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	伊根町字日出四七二
主屋	一棟	伊根町字亀島八〇四
土蔵	一棟	伊根町字亀島八八四―一

別表五に、次の表に掲げるものを追加する。

別表五　与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	与謝野町字加悦一〇八八番地一

○**文部科学省告示第百二十三号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十九年文部科学省告示第七十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　塩尻市木曽平沢伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	塩尻市大字木曽平沢一五八三
ホウゾウ蔵	一棟	塩尻市大字木曽平沢一五八三
塗蔵	一棟	塩尻市大字木曽平沢一五八三
作業場	一棟	塩尻市大字木曽平沢一六六八―一

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二　塩尻市木曽平沢伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
塗蔵	一棟	塩尻市大字木曽平沢一七四八
塗蔵	一棟	塩尻市大字木曽平沢一七九七

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　宇陀市松山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	宇陀市大字陀小出口二三〇四

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　鹿島市浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	鹿島市浜町甲四三二二

別表五に、次の表に掲げるものを追加する。

別表五　鹿島市浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	鹿島市浜町乙二六七七―一

別表六に、次の表に掲げるものを追加する。

別表六　湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
穀庫及び容器庫	一棟	湯浅町大字湯浅字鍛冶町五五七―一
主屋	一棟	湯浅町大字湯浅字北町四〇
付属屋	一棟	湯浅町大字湯浅字北町四〇
主屋	一棟	湯浅町大字湯浅字中町五四五

別表六中、次の表に掲げるものを削除する。

別表六　湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	湯浅町大字湯浅字中町五三七―七・五三七―八

○**文部科学省告示第百二十四号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十一年文部科学省告示第四十一号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	小浜市小浜鹿島一一